

3-19 住宅の建て方・住宅の所有の関係別住宅に住む一般世帯数

(基準日：各年10月1日、単位：世帯)

住宅の建て方 住宅の所有の関係	平成27年					令和2年					住宅以外に住む一般世帯	住居の種類 「不詳」
	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他		
<b>【 総 数 】</b>	<b>121,647</b>	-	-	-	-	<b>128,397</b>	<b>65,768</b>	<b>1,508</b>	<b>59,677</b>	<b>123</b>	<b>1,321</b>	-
<b>【住宅に住む一般世帯】</b>	120,535	63,297	1,607	55,449	182	127,076	65,768	1,508	59,677	123	-	-
<主世帯>	119,393	62,534	1,583	55,107	169	124,891	64,305	1,472	58,994	120	-	-
・持ち家	67,282	57,800	100	9,309	73	70,525	59,938	71	10,455	61	-	-
・公営・公社の借家	6,809	46	250	6,513	-	5,895	7	132	5,756	-	-	-
・民営の借家	42,666	4,435	1,184	36,966	81	45,602	4,066	1,227	40,279	30	-	-
・給与住宅	2,636	253	49	2,319	15	2,869	294	42	2,504	29	-	-
<間借り>	1,142	763	24	342	13	2,185	1,463	36	683	3	-	-
<b>【住宅以外に住む一般世帯】</b>	-	-	-	-	-	1,321	-	-	-	-	1,321	-

資料：総務省「国勢調査（人口等基本集計）」

※住居の種類・住宅の所有の関係・住宅の建て方について（「令和2年国勢調査 調査結果の利用案内 -ユーザーズガイド-」より引用）

○住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

- ・住宅：一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含みます。）一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
- ・住宅以外：寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
- ・住居の種類「不詳」：未回答などにより住居の種類が判定できない場合

○住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

- ・主世帯：「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯  
 (持ち家)居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。  
 (公営の借家)その世帯の借りている住宅が、都道府県又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合。  
 (都市再生機構・公社の借家)その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合。  
 (民営の借家)その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。  
 (給与住宅)勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。  
 \*家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
- ・間借り：他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」「公営の借家」「都市再生機構・公社の借家」「民営の借家」「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合。

注) 昭和25年～40年の調査では「公営の借家」「都市再生機構・公営の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」として調査しました。45年及び50年では「公営の借家」及び「都市再生機構・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」として調査しました。また、昭和55年～平成12年の調査で「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成17年調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査しています。

○住宅の建て方

昭和55年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分しています。

- ・一戸建：1建物が1住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。
- ・長屋建：二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」も含まれます。
- ・共同住宅：棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。  
 ※1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれます。  
 ※建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」「3～5階建」「6～10階建」「11～14階建」「15階建以上」に5区分しています。
- ・その他：上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合。